

2021年6月21日

電子決済等代行業者との契約内容（株式会社NTTデータ）

シティバンク、エヌ・エイ東京支店

当行は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十一の十 第3項及び関連する内閣府令に基づき、当行が締結済の電子決済等代行業者¹（株式会社NTTデータ）との電子決済等代行業に係る契約について、同条第2項に定める事項を以下のとおり公表いたします。尚、以下、株式会社NTTデータを「本電代業者」といいます。

1. 本電代業者による電子決済等代行業（以下、「電代業」といいます。）の内容

本電代業者が提供する電代業に該当するサービスのうち、金融ANSERシステムサービス、又は全銀ファイル伝送（VALUX）サービスのデータ通信設備に直接接続されるもの（以下、「本サービス」といいます。）

2. 当行の預金口座に関し本サービスを利用するお客様（以下、「お客様」といいます。）に損害が生じた場合における当該損害についての本電代業者と当行との賠償責任の分担に関する事項

（1）本電代業者は、本サービスに関してお客様に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、お客様と本電代業者との契約に基づき賠償が不要となる場合を除き、お客様に対し生じた損害を賠償します。

（2）本電代業者は、上記（1）に基づき生じた損害を賠償した場合であって、当該損害が専ら当行の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、お客様に賠償した損害を当行に求償することができるものとします。また、当該損害が本電代業者及び当行双方の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、当行に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上当行と合意した額を当行に求償することができるものとします。

（3）本電代業者が上記（1）に基づき損害を賠償した場合において、当該損害が、本電代業者又は当行のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかでないときは、本電代業者と当行は当該損害に係る負担について、誠実に協議を行うものとします。

¹銀行法第二条第十八項に定める事業者をいいます。

(4) 当行は、当行のサービスに関して生じた損害をお客様に対して賠償した場合、又はやむを得ないと客観的かつ合理的な事由により判断して本サービスに関して生じた損害をお客様に対して賠償した場合、本電代業者との契約に基づき本電代業者に求償できるものとします。

3. 本電代業者が電代業に関して取得したお客様に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置、並びに本電代業者が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置に関する事項

(1) 本電代業者は、お客様情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつお客様との契約に従って取り扱うものとします。

(2) 本電代業者は、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん若しくはその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を行うものとします。

(3) 当行は、本サービスのセキュリティが基準を満たしていない可能性があるとして判断する場合、本電代業者に報告及び資料提出を求めることができるものとし、本電代業者は速やかにこれに応じるものとします。

(4) 当行は、上記(3)の結果、必要があると判断するときは、本電代業者にセキュリティの改善を求めることができるものとし、改善が十分になされていないと判断するときは、本サービスの提供停止を求めることができるものとします。

4. 電子決済等代行業再委託者²が関与する場合に、その者が取得したお客様に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために、本電代業者が行う措置、並びに本電代業者が当該措置を行わないときに当行が行うことができる措置に関する事項

(1) 本電代業者は、電子決済等代行業再委託者に対し、本サービスのセキュリティに関し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行うものとします。

(2) 当行は、本電代業者が電子決済等代行業再委託者に対し、かかる指導若しくは改善を適切に行っていないと判断するときは、本電代業者に当該電子決済等代行業再委託者との接続の停止、及び当該接続に係る本サービスの提供停止を求めることができるものとします。

以上

² 電子決済等代行業再委託者とは、銀行法施行規則第三十四条の六十四の九第3項に該当する事業者をいいます。